

機構集積協力金について

農地中間管理事業を活用し農地の貸付け等を行った地域や出し手に協力金が交付されます。(県から市町村経由で交付されます。)

平成29年度までは、特別単価で交付されます。
人・農地プランに基づく農地集積等に向けた地域での話し合いを進めましょう。

①地域集積協力金

交付対象	要件	交付単価 (万円/10a)			
市町村内の「地域」 〔「地域」とは集落・学区など、実際の話し合いの単位となった外縁が明確になっている同一市町村内の区域をいいます。〕	<ul style="list-style-type: none"> ●地域内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること ●人・農地プランが作成されていること 	貸付割合	H26~H27	H28~H29	H30
		2割超~5割以下	2.0	1.5	1.0
		5割超~8割以下	2.8	2.1	1.4
		8割超	3.6	2.7	1.8

※具体的な交付先・用途は市町村が「地域」と協議した上で決定

②経営転換協力金

交付対象	要件	交付単価 (万円/戸)	
農業部門の減少により経営転換する農業者、リタイアする農業者、農地の相続人(出し手)	<ul style="list-style-type: none"> ●全自作地又は1つの経営部門の全自作地を以下のいずれかにより貸付け等されていること ①10年以上機構に貸し付けるとともに、当該農地が受け手に借り受けられていること ②機構を介さず集落営農組織との間で新たに特定農作業受委託契約を10年以上締結すること 	貸付面積	単価
		0.5ha以下	30
		0.5ha超~2.0ha以内	50
		2.0ha超	70

③耕作者集積協力金

交付対象	対象農地	要件	交付単価 (万円/10a)		
対象農地の所有者又は耕作者(出し手) 〔耕作者の場合は、賃借権設定後1年以上経過しており、かつ、満了の1年以上前であること〕	<ul style="list-style-type: none"> ●以下のいずれかに該当する農地 ①機構が借り受けた農地又は受け手リストに記載された農業者の耕作する農地に隣接する農地 ②2筆以上連続する農地 	対象農地を10年以上機構に貸し付けるとともに、当該農地が受け手に借り受けられていること	H26~H27	H28~H29	H30
			2.0	1.0	0.5

お問い合わせ先

■農地中間管理事業について

- ・最寄の地域窓口(市町村・農協等)
- ・農地中間管理機構(一社)岐阜県農畜産公社 HPアドレス: <http://www.gifu-notiku.com>
TEL: 058-215-6434 FAX: 058-215-6435 E-mail: gifu-kiko@gifu-notiku.com

■機構集積協力金について

- ・最寄の県農林事務所農業振興課 又は 市町村
- ・県農政部農業経営課 TEL: 058-272-1111 (内線 2845) FAX: 058-278-2686

農地中間管理事業が始まりました!

新しい農地の貸し借りの仕組みです

●耕作を続けることが難しく、農地を貸したいけど、知らない人に貸すのは不安…

●農地を借りて規模拡大したい…
●農地を集約して経営を効率化したい…

そんなときは…

農地中間管理事業を活用しましょう!

公的機関(農地中間管理機構)が間に入って農地の貸し借りを行いますので安心です。
お気軽にご相談ください。

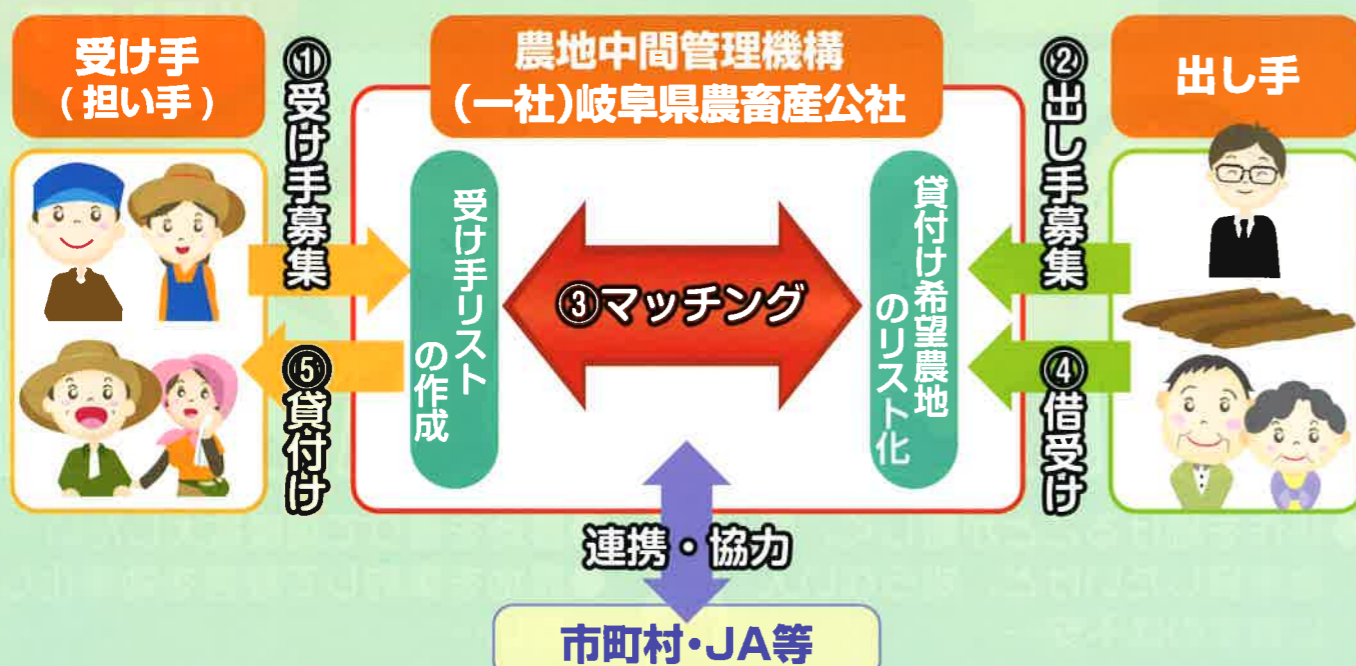
岐阜県農地中間管理機構
一般社団法人 岐阜県農畜産公社

農地中間管理事業とは

農地中間管理事業とは、新しい農地の貸し借りの仕組みで、「農地中間管理機構」が農地の中間受け皿となり、耕作を続けることが難しくなった農地を機構が借り受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮し、農地貸付けを行う事業です。

※岐阜県では、(一社)岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として県の指定を受けました。

農地中間管理事業の仕組み



- ① 農地の借受け希望者（受け手）を募集します。（受け手リストを作成）
- ② 農地の貸付け希望者（出し手）を募集します。（貸付け希望農地リストを作成）
- ③ 受け手・出し手の情報をマッチングします。
- ④ 受け手への貸付けが見込める農地を借受けします。
- ⑤ 受け手がまとまりのある形で利用できるよう配慮し、貸し付けします。

※必要に応じ簡易な基盤整備や貸し付けるまでの間の農地の維持管理を実施します。

受け手のメリット

- 個々の所有者と交渉する必要がありません
- 契約更新や賃借料の支払いが一度にできます

出し手のメリット

- 公的な機関なので安心して農地を貸し付けることができます
- 受け手を探したり交渉したりする必要がなく、賃借料のやりとりなどの煩わしさもありません

農地中間管理事業の実施方法・基準等について

1 受け手(農地の借受け希望者)の募集

- ▶ 募集は、年2回（7月、12月頃）を基本に、地域の特徴や担い手の状況等を踏まえ設定する区域（市町村又は大字など）ごとに実施します。（募集期間30日）
- ▶ 応募は、公社又は各地域窓口*で受け付けします。
- ▶ 募集結果は、公社のホームページで公表します。（氏名、希望内容など）
→公表は、変更や取り下げの申し出がない限り継続されます。

※地域窓口：公社業務への協力を合意頂いた市町村や農協など

2 出し手(農地の貸付け希望者)の募集

- ▶ 受け手の応募状況等を踏まえ、出し手（農地の貸付け希望者）の募集を行います。
- ▶ 応募は、各地域窓口で受け付けします。（実施時期、方法は各地域で異なります）

3 農地の借受け基準やルール(出し手→公社への借受け)

- ▶ 対象農地は、「農業振興地域」内の農地となります。
- ▶ 利用が著しく困難な遊休農地等や、受け手が見込まれない農地は借受けしません。
- ▶ 貸付け期間は、概ね10年以上が基本となります。
- ▶ 農地の貸付け先（受け手）は、公社へ一任頂くこととなります。
- ▶ 公社が借受けてから2年間を経過しても貸付け先が決まらない場合などは、契約を解除する場合があります。

4 農地の貸付け先の決定ルール(公社→受け手への貸付け)

- ▶ 貸付け先の決定にあたっては、以下の事項に配慮するとともに、①現在経営している農地との位置関係、②借受け希望条件との適合性、③地域農業の発展に資する程度などにより優先順位付けを行い、受け手と順次協議のうえ決定します。

配慮事項

- 受け手の規模拡大又は農地集約につながるよう配慮する。
- 既に効率的・安定的な経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないよう配慮する。
- 新規参加者が効率的・安定的な農業経営を目指していけるよう配慮する。
- 人・農地プランの内容に配慮する。
- 利用農地の集約化を図る観点から、担い手間等などの利用権の交換や、集落営農法人や貸付け農地に隣接して農業経営を営む担い手への農地貸付けを優先する。

5 賃料の水準

- ▶ 賃料は、地域の平均的な水準を基本に、受け手、出し手と協議のうえ決定します。